

|| TFSグループ（税理士・会計士・社労士・行政書士）

NEWS LETTER

10月に入り食欲の秋を迎え、実り豊かな季節となりました。家族や気の置けない仲間と囲む食事の時間は・・・なによりも一日の疲れを癒やし、豊かなコミュニケーションを育む大切なひと時。ぜひご家庭でも、オフィスのランチでも、スマホを少しだけ脇に置いて、「目の前の一皿」と「目の前の人との対話」をじっくり満喫してみても如何でしょうか。



Special feature

災害時の義援金・寄附金の税務上の取扱い

- ◆子育て世帯が確認しておきたい所得税の優遇措置
- ◆カスハラ対策 10月から義務化
- ◆中小企業の経営計画策定状況

災害時の義援金・寄附金の 税務上の取扱い

今年も全国各地で自然災害が発生しています。被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。今回は、こうした災害時に行う地方公共団体や日本赤十字社、NPO法人等に対する義援金・寄附金の税務上の取扱いについて確認します。

主な寄附先と税務上の取扱い

災害時には、被災地の地方公共団体に設置された災害対策本部、日本赤十字社や共同募金会等を窓口とした一定の義援金の募集が行われます。これらの義援金は、個人、法人ともに税制上の優遇措置の対象となります。

その他、被災地で支援活動を行う認定NPO法人等への寄附や、一般のNPO法人等への寄附もあわせて、寄附先別の主な税務上の原則的な取扱いを、下表にまとめました。

支援を行う際の注意点

(1) 寄附先と内容を確認

同じ団体に対する寄附であっても、最終的に被災者へ届けられる義援金なのか、その団体の活動資金としての寄附なのかによって、税務上の取扱いが異なる場合があります。

そのため、支援を行う際には寄附先だけでなく、寄附金の使途についても確認しておくことが大切です。

(2) 寄附を証明する書類

税制上の優遇措置を受けるためには、寄附したことを証明する書類が必要です。例えば義援金の場合、地方公共団体が発行する受領証、募金団体の預り証のほか、郵便振替の受領証や銀行振込の振込票の控えなども証明書類となります。

なお、郵便振替や銀行振込で義援金を支払った場合は、その口座が義援金の受付専用口座であることが分かる資料が必要となります。受領証や振込票の控えとあわせて保管しておきましょう。

詳細をお知りになりたい場合は、当事務所までご相談ください。

[寄附先別の主な税務上の原則的な取扱い]

寄附先・内容	個人		法人
	所得税	住民税	法人税
地方公共団体への寄附（災害対策本部への義援金含む）	寄附金控除の対象	ふるさと納税の対象（ワンストップ特例制度の利用可）	全額損金算入（企業版ふるさと納税の場合は別途取扱いあり）
日本赤十字社や共同募金会等が窓口となる一定の義援金		ふるさと納税の対象（ワンストップ特例制度の利用不可）	全額損金算入
認定NPO法人等（事業に関連した災害支援活動）	寄附金控除または寄附金特別控除の対象（選択）	お住まいの都道府県・市区町村が条例で指定している場合は、寄附金税額控除の対象	特別損金算入限度額の範囲内で損金算入
一般のNPO法人等（災害支援活動）	寄附金控除の対象外		損金算入限度額の範囲内で損金算入

参考：国税庁「義援金に関する税務上の取扱いFAQ」ほか

子育て世帯が確認しておきたい 所得税の優遇措置

所得税には、子どもの年齢によって適用できる制度や控除額が異なるものがあります。今回は、子育て世帯が確認しておきたい子どもの年齢に関連する主な優遇措置の概要をまとめました。

主な所得税の優遇措置

(1) 所得金額調整控除

その年の給与等の収入金額が850万円を超える居住者が、23歳未満の扶養親族を有する場合には、一定の金額を給与所得の金額から控除（所得金額調整控除）します。

(2) 扶養控除

16歳以上の扶養親族を有する場合には、扶養控除が受けられます。19歳以上23歳未満の場合は、控除額が63万円に上がります。

(3) 特定親族特別控除

合計所得金額が62万円超123万円以下である19歳以上23歳未満の一定の親族等を有する場合には、特定親族特別控除が受けられます。

(4) 生命保険料控除

居住者が23歳未満の扶養親族を有する場合には、新生命保険料に係る一般生命保険料控除の適用限度額が優遇されます。旧生命保

険料と両方の支払いがある場合も同様です。なお、合計適用限度額の優遇はありません。

(5) 住宅関連税制

19歳未満の扶養親族を有する場合には、

- 一定の要件を満たす住宅に係る住宅ローン控除の借入限度額に、優遇措置があります。
- 子育てに対応するため自宅をリフォームしたときに、税額控除が受けられます。住宅ローン控除との併用はできません。

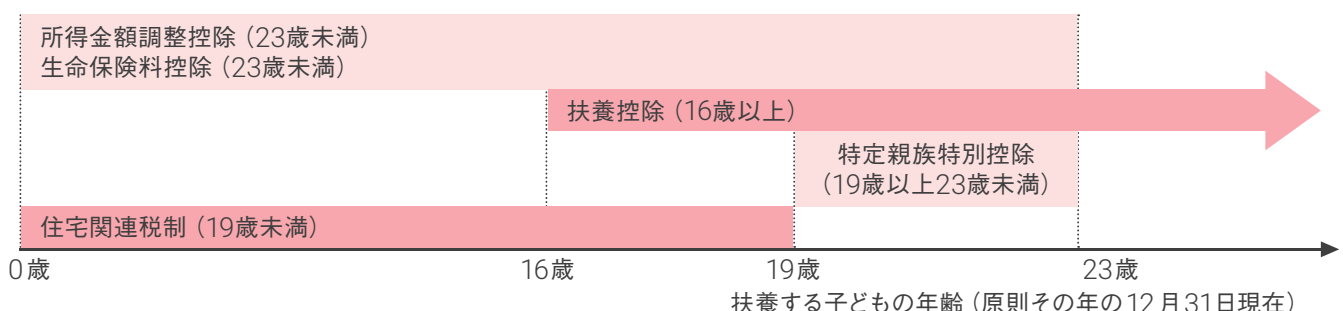
年齢判定と扶養親族の考え方

上記の年齢は、原則としてその年の12月31日現在で判定します。

また、ここでの扶養親族とは、納税者と生計を一にしており、合計所得金額が62万円以下であるなどの要件を満たす親族等をいいます。

なお、優遇措置を適用するには、それぞれ詳細な要件があります。実際に適用する際には、他の要件等の確認も必要です。

[主な所得税の優遇措置と年齢要件]



参考：国税庁ホームページタックスアンサー ほか

カスハラ対策 10月から義務化

10月1日から、職場におけるカスタマーハラスメント（以下、カスハラ）対策が、事業主の義務となります。事業主が必ず講じなければならない対策を整理しました。本文中の下線は、他のハラスメント対策と異なる内容です。

事業主に求められる5つの対策

1. 方針等の明確化と周知・啓発

カスハラ対策について、事業主の方針等を明確化し、その周知・啓発を行います。具体的には、次の2つの対応が求められます。

- カスハラには**毅然とした態度で対応し、従業員を保護する**旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発する※¹
- カスハラの内容と**あらかじめ定めた対処の内容**※²を、従業員に周知する

※¹ 例えば、社内報等に会社の方針を記載し、配布する、研修等で従業員に周知・啓発する等が挙げられます。

※² 実態に応じて対処の内容を定めます。例えば以下が挙げられます。

- 従業員から管理監督者等に直ちに報告し、その場の対応の方針について指示を仰ぐ
- 暴行、傷害、脅迫などの犯罪に該当し得る言動については、警察へ通報する
- 現場対応が困難な場合においては、本社・本部等へ情報共有を行い、指示を仰ぐ 等

2. 相談体制の整備

次の2つの対応が求められます。

- 相談窓口をあらかじめ定め、従業員に周知する

- 相談窓口担当者が、適切に対応できるようにする

3. 事後の迅速かつ適切な対応

従業員からカスハラの相談の申出があった際には、次の3つの対応が求められます。

- 事実関係を迅速かつ正確に確認する
- 被害者に対する配慮のための措置を行う
- 再発防止に向けた措置を講ずる

4. カスハラの抑止のための措置

次の対応が求められます。

- 特に悪質と考えられるカスハラへの対処の方針をあらかじめ定め、従業員に周知し、その対処ができる体制を整備する

5. そのほか併せて講ずべき措置

更に、次の2つの対応が求められます。

- 相談者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、従業員に周知する
- 相談したこと等を理由として不利益な取扱いがされない旨を定め、従業員に周知・啓発する

上記のポイントを押さえ、対応を進めていきましょう。

参考：厚生労働省「職場におけるハラスメントの防止のために」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html

中小企業の経営計画策定状況

貴社では経営計画を策定していますか。ここでは、2026年版の中小企業白書*から、中小企業の経営計画策定状況などをみていきます。

策定割合は50%に届かず

上記白書から、中小企業の経営計画策定状況をまとめると、表1のとおりです。なお、ここでの経営計画は、「自社が現状から将来のあるべき姿に到達するための計画」をいいます。

【表1】経営計画の策定状況 (%)

策定している	44.4
策定していないが、今後策定する意向がある	33.6
策定しておらず、今後も策定する意向はない	22.0

中小企業庁「2026年版中小企業白書」より作成

経営計画を策定している割合は44.4%でした。回答企業の半数以下という状況です。

経営計画の実施状況

経営計画は策定するだけでは意味がありません。経営計画を策定している企業における、経営計画の進捗管理等の実施状況をみると、表2のとおりです。

【表2】経営計画の進捗管理・評価、見直しの実施状況 (回答数=5,279、%)

計画の進捗管理・評価と計画の見直しを行っている	79.3
計画の進捗管理・評価のみ行っている	12.8
どちらも行っていない	8.0

中小企業庁「2026年版中小企業白書」より作成

計画の進捗管理・評価を行っている企業は90%以上でした。計画の見直しまで行っているのは79.3%となっています。

経営計画の社内浸透度

経営計画を達成するためには、計画の内容が社内に広く浸透していることが重要です。経営計画を策定している企業における経営計画の社内浸透度をみると、表3のとおりです。

【表3】経営計画の社内浸透度
(回答数=5,396、%)

現場担当者まで	32.4
管理職まで	43.3
役員まで	17.5
経営者のみ	6.8

中小企業庁「2026年版中小企業白書」より作成

管理職まで浸透しているが43.3%で最も高くなりました。現場担当者まで浸透している割合は32.4%にとどまっています。なお白書によると、現場担当者まで浸透している企業が経営計画の浸透に有効だった取組として回答した上位は、経営層による説明と経営計画資料の配布・掲示でした。

白書では、「一概にはいえない」としながらも、**経営計画を策定している事業者や、経営計画を策定するだけでなく、従業員に広く浸透させている事業者、計画の進捗管理・評価を行い必要に応じた見直しを行うほど、付加価値額の増加を実現している可能性があるとしています。**

まだ経営計画を策定していない企業は、策定してみてもいいでしょうか。

*中小企業庁「2026年版中小企業白書」

このデータは白書134～140ページ掲載の、(株)帝国データバンク「令和7年度中小企業の経営課題と事業活動に関する調査」の結果です。この調査は全国の中小企業12,215社についての分析です。白書の全文は次のURLのページから確認いただけます。

<https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/2026/chusho/index.html>

2026年の初任給情報（高校卒編）

9月号では、大学卒の初任給情報をご紹介しました。ここでは同じ資料※から、主な産業別に2026年の高校卒初任給情報をご紹介します。

男性の産業計は21.6万円

上記資料から、2026年の高校卒初任給額を主な産業別にまとめると、下表のとおりです。

男性の産業計は21.6万円で、前年同期比で105.4%となりました。

産業別では、不動産業、物品賃貸業が22.3万円で最も高くなりました。前年同期比は、表中の産業では教育、学習支援業を除いて100%を超えています。中でも電気・ガス・熱供給・水道業が108.0%と、最も高い伸びを示しています。

女性の産業計は21.0万円

女性の産業計は21.0万円で、前年同期比で105.5%となりました。

産業別では学術研究、専門・技術サービス業が最も高く、21.4万円となっています。前年同期比は表中のすべての産業で100%を超えました。金融業、保険業が107.7%で、最も高い伸びとなっています。

最低賃金の上昇や企業の賃上げ努力などもあり、多くの産業で高校卒初任給も増加しています。来年の初任給はどうなるでしょうか。

2026年の主な産業別高校卒初任給（千円、%）

産業	男性			女性		
	賃金	産業別比率	前年同期比	賃金	産業別比率	前年同期比
産業計	216	100.0	105.4	210	100.0	105.5
建設業	221	102.3	103.8	213	101.4	104.4
製造業	215	99.5	105.9	209	99.5	105.6
電気・ガス・熱供給・水道業	217	100.5	108.0	213	101.4	106.5
情報通信業	217	100.5	102.8	210	100.0	102.9
運輸業、郵便業	217	100.5	105.9	211	100.5	105.0
卸売業、小売業	213	98.6	104.9	210	100.0	105.0
金融業、保険業	208	96.3	106.1	210	100.0	107.7
不動産業、物品賃貸業	223	103.2	105.2	208	99.0	104.5
学術研究、専門・技術サービス業	216	100.0	104.9	214	101.9	104.9
宿泊業、飲食サービス業	221	102.3	104.2	213	101.4	105.4
生活関連サービス業、娯楽業	207	95.8	103.5	211	100.5	105.0
教育、学習支援業	198	91.7	99.5	205	97.6	104.1
サービス業	214	99.1	104.4	213	101.4	105.4

厚生労働省「新規学卒者初任給情報（令和8年春季卒業者）」より作成

※厚生労働省「新規学卒者初任給情報（令和8年春季卒業者）」

厚生労働省職業安定局労働市場センター業務室が、ハローワークシステムにおいて処理を行ったデータのうち、被保険者となった年月日が2026年3月1日から4月30日の間、被保険者となったことの原因が「新規学校卒業者」など一定の条件に該当する者を対象に、参考値として集計・作成している資料です。ここでの初任給額は、毎月決まって支払われる給与（各種手当及び現物給与は含み、超過勤務手当、賞与及びその他の臨時的給与は含まず、税込み）を元に算出した金額になります。

今月は地域別最低賃金額の改定が行われます。大幅な引き上げが予定されていますので、最低賃金を下回る従業員がいないかを確認するようにしましょう。

01 各都道府県で地域別最低賃金額が変わります



今月より順次、地域別最低賃金額が変わります。各都道府県によって金額や発効日が異なります。確認しておきましょう。

02 同一労働同一賃金ガイドライン等が改正されます



2026年10月より、パートタイム・有期雇用労働者の待遇改善を進めるため、同一労働同一賃金ガイドライン等の改正が施行されます。改正事項を確認し、自社の制度や手当に不合理な待遇差がないか確認するようにしましょう。

03 カスハラ対策・就活セクハラ対策の義務化



2026年10月より、カスタマーハラスメント（カスハラ）および求職者等に対するセクシュアルハラスメント（就活セクハラ）への対策が義務化されます。法改正への対応状況を確認し、事業主の方針等の明確化やその周知・啓発、また、相談体制の整備等を行いましょ。

04 健康保険の被扶養者の資格確認調査



年に1度、健康保険の被扶養者が要件を正しく満たしているか、事業所に対して一斉調査が行われます。時期や調査方法は保険者によって異なりますが、中小企業の多くが加入する全国健康保険協会（協会けんぽ）では10月から11月にこの調査が行われます。協会けんぽから送られる被扶養者状況リストをもとに、被扶養者の収入等の状況を確認するようにしましょう。

05 社会保険料 定時決定結果の反映



7月に提出した算定基礎届に基づいて、9月からは新たに定時決定された標準報酬月額を適用することになります。新しい標準報酬月額に基づいた保険料納付は、9月分（10月末納付分）からです。従業員の給与から控除する社会保険料の変更タイミング（翌月控除、当月控除）については、各社で取り扱いをご確認ください。

06 労働保険料第2期分の納付（延納申請した場合）



労働保険の概算保険料は、年度更新の際に延納申請すると3期に分割して納付することができます。今月は口座振替を利用しない場合の第2期分の納付期限です。

07 労働者死傷病（軽度）報告提出



業務災害が発生した場合、「労働者死傷病報告」を労働基準監督署に提出しなければいけません。業務中の軽度の事故・疾病が原因で休業日数が1～3日ある場合は、暦年の四半期ごとにまとめ、翌月（4・7・10・1月）末までに届ける必要があります。今月は7月から9月分の報告となります。

なお、4日以上の場合は、個々のケースごとに報告が必要なので注意しましょう。

いよいよ今年も後3ヶ月。やり残しのないように、進捗の確認や計画の見直しを随時行いましょう。特に年末年始は、大きな資金が必要となる時期です。資金繰り計画や未収債権の回収促進が大切です。

日	曜日	六曜	項 目
1	木	仏滅	●全国労働衛生週間（～7日まで） ●大学生への採用内定の通知開始 ●高齢者就業支援月間（～31日まで） ●年次有給休暇取得促進期間（～31日まで）
2	金	大安	
3	土	赤口	
4	日	先勝	
5	月	友引	
6	火	先負	
7	水	仏滅	
8	木	大安	寒露
9	金	赤口	
10	土	先勝	
11	日	先負	
12	月	仏滅	スポーツの日
13	火	大安	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税等特別徴収分の納期限（9月分）
14	水	赤口	
15	木	先勝	
16	金	友引	
17	土	先負	
18	日	仏滅	
19	月	大安	
20	火	赤口	
21	水	先勝	
22	木	友引	
23	金	先負	霜降
24	土	仏滅	
25	日	大安	
26	月	赤口	
27	火	先勝	
28	水	友引	
29	木	先負	
30	金	仏滅	
31	土	大安	●健康保険・厚生年金保険料の納付期限（9月分）（11月2日期限） ●継続・有期事業概算保険料延納額の納付期限（第2期分） ※口座振替を利用しない場合（11月2日期限） ●労働者死傷病報告書の提出期限（休業4日未満の7月～9月の労災事故について報告） ●個人の県民税・市町村民税の納期限（普通徴収・第3期分）※市町村の条例で定める日まで